

令和8年度 第2回静岡市医療的ケア児等支援協議会

日時：令和8年9月4日（金）

14時00分から15時30分

場所：駿河区役所 3階大会議室

次 第

1 開会

2 議題

- (1) 次年度の医療的ケア児の看護職員配置について 特別支援教育センター

【検討内容】

- ・自立に向けて取り組んでいる児童生徒の現状から、看護職員配置の可否についてご意見をいただきたい。

- (2) (仮称) 重心・医ケアセンターの想定する対象者像について 障害福祉企画課

【検討内容】

- ・医ケア法改正による支援対象の拡大を踏まえ、(仮称) 重心・医ケアセンターで支援する対象者像について、ご意見をいただきたい。

3 連絡事項 今後の開催スケジュール

第3回 令和9年2月5日（金）14時00分から15時30分

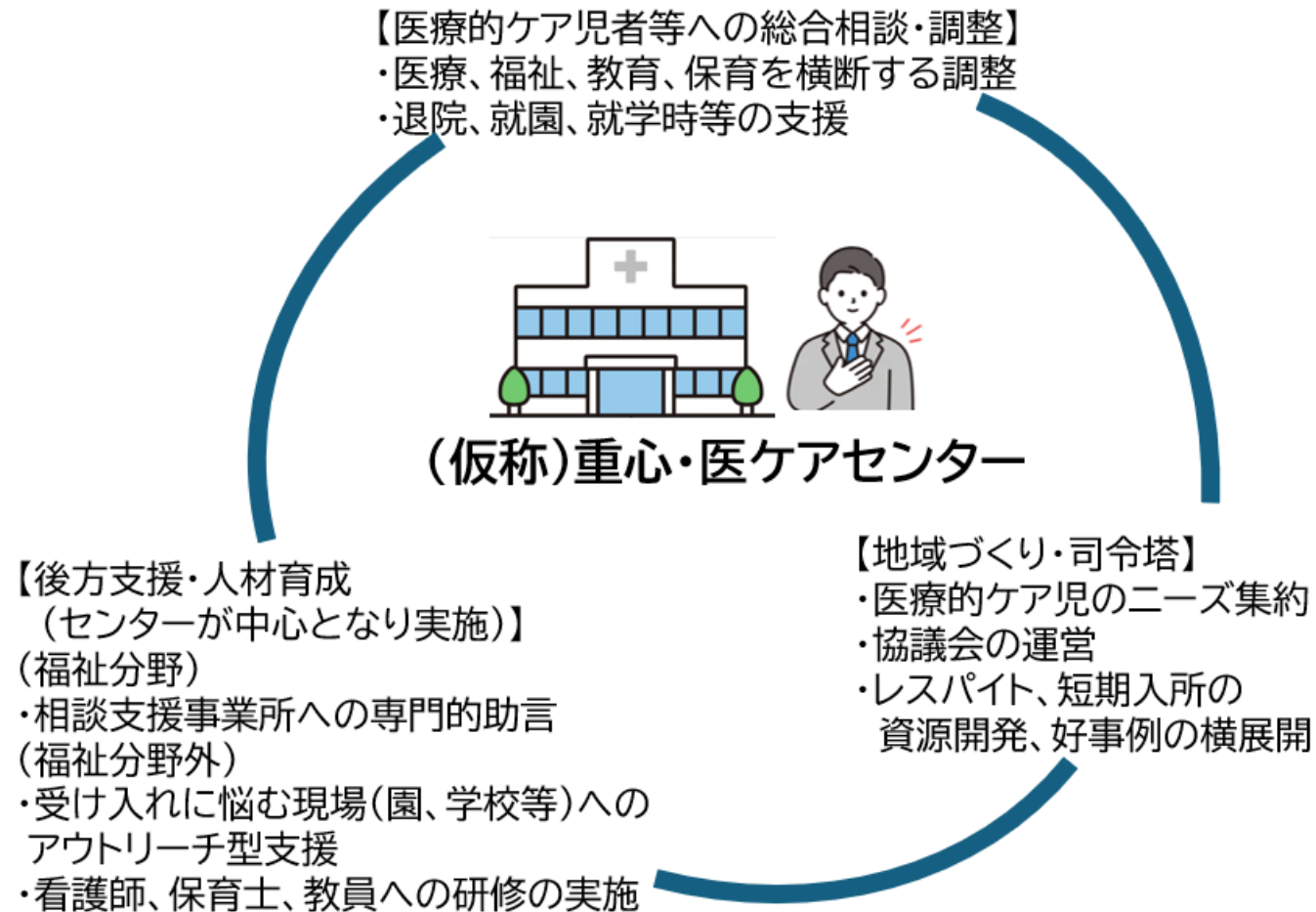
(特別支援教育センター)

4 閉会

(仮称)重心・医ケアセンターR9設置検討案 ―検討事項:センターの業務範囲―

令和8年度第1回医療的ケア児等支援協議会資料から抜粋(一部修正)

【(仮称)重心・医ケアセンター業務イメージ】



(仮称)重心・医ケアセンターR9設置検討案 ―検討事項:センターの業務範囲―

令和8年度第1回医療的ケア児等支援協議会資料から抜粋(一部修正)

3. センターの業務範囲と関係機関の業務範囲の整理(案)

【センターと各課の役割分担の整理の考え方】

- センター
- 各所管・関係機関
- 支援：初動期・移行期の調整、分野横断的支援
- 支援：日常的・継続的な個別支援
- 研修：分野共通性の高い基礎研修はセンターが実施
- 研修：応用研修は各課で実施

	センター配置 医ケアCo. 医療職1名 福祉職1名 (常勤換算)	基幹相談 (重心) 1名 (常勤換算)	特別支援教 育センター	こども園 運営課
地域づくり(支援体制の整備への働きかけ、好事例の共有)		○		
医ケア児等への総合相談・調整				
福祉サービスの利用に関する相談	○			
入園前相談 ※退院後、初めて行政支援の調整が必要となる段階	○			
入学前相談 ※就学判定と連動			○	
医ケア児へのケア			○ (各学校)	○ (各園)
後方支援・人材育成				
園や学校からの医ケア児受入前の体制構築に関する相談	○			
医療的ケアを受入れている園や学校等に従事する職員への基礎研修 ※分野横断・基礎的内容	○			
医療的ケアを実施する看護職員への専門研修			○	○

(仮称)重心・医ケアセンターの想定する対象者像について

1 医ケア法改正について（令和8年7月24日成立。令和9年4月1日施行予定。）

【法第2条(定義) の改正内容】

第3項 この法律において「医療的ケア児等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 医療的ケア児
- 二 医療的ケア児であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの
- 三 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者(前二号に掲げる者を除く。)

第4項 この法律において「重症心身障害者」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者をいい、「重症心身障害児」とは、重症心身障害者のうち児童であるものをいう。

➡医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大(医療的ケア児等(第3項の二、三)、重症心身障害者(第4項) が支援対象に追加された。

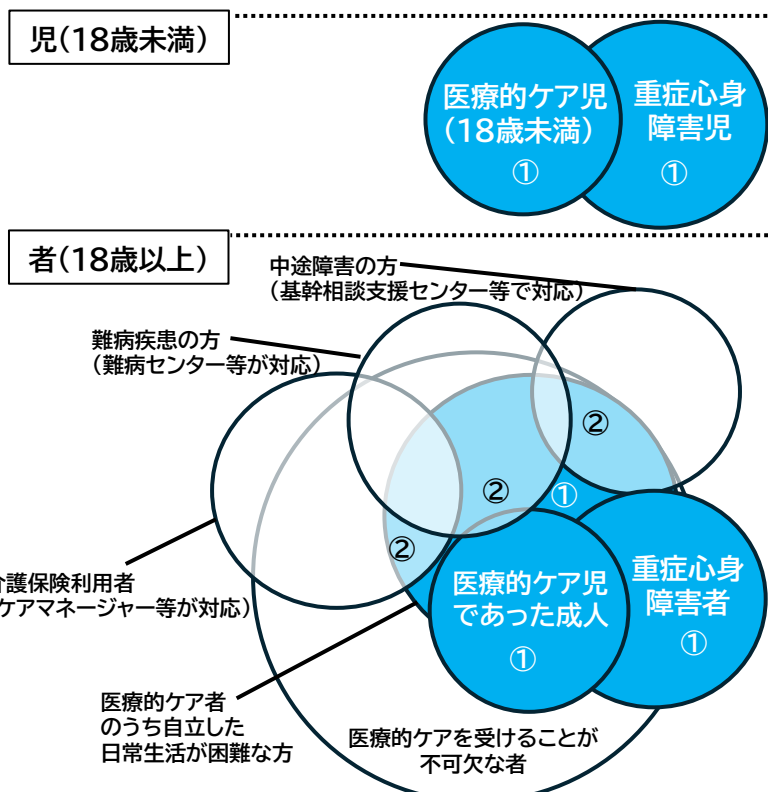
2 (仮称)重心・医ケアセンターにおいて対応が想定される対象者について

【想定する支援対象】

①医療的ケアを必要とすることを主たる要因として、地域での自立した生活を送ることが困難であり、既存の支援資源のみでは十分な対応が難しい者、または必要な支援につがっていない者
(直接支援)

②医ケア以外を主たる理由として自立した生活を送ることが困難な人を支援している方への支援
(支援者支援)

▶協議会で伺いたい事項
法改正による支援対象の拡大を踏まえ、(仮称)重心・医ケアセンターで支援する対象者像について、御意見を伺いたい。



(参考1) 運営事業者を求める基準案(評価基準)

今後、(仮称)重心・医ケアセンターの運営開始に向けて、常勤換算1名以上の医療的ケア児等支援コーディネーターを配置し、事業を適正かつ確実に実施できる法人を、福祉職及び医療職それぞれについて選定する予定である。受託者選定に当たっての評価基準は、業務の実施に必要な資格等の一般的な要件に加え、次の事項を評価項目として検討している。

- 【支援実績】 支援実績医療的ケア児等に対する支援実績を有していること
- 【専門性】 専門性医療的ケア児等支援に関する専門性を有し、人材育成等の取組が行われていること
- 【ネットワーク】 ネットワーク医療・保健・福祉・教育等との連携体制が構築されていること
- 【事業計画】 事業計画支援センターとして具体的な業務計画を有していること
- 【将来性】 将来性支援対象の拡大を踏まえ、分野横断的な支援及び調整機能の強化に向けた具体的かつ実現可能な提案を有していること

(参考2) 今後のスケジュール

	R8.8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R9.4月
センター化に向けた動き	審査要件等検討				●審査会(1回目)		●審査会(2回目)	●指定	●運営開始
協議会		●第2回医ケア協議会					●第3回医ケア協議会		

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律 概要

（改正後の題名：医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律）

〔該当条項〕

背景

令和3年に制定された本法律により、医療的ケア児が保育園や学校へ通いやすくなるなど、18歳未満の児童に対する必要な支援は徐々に整ってきている。一方で、①医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大（同様の支援を必要とする重症心身障害者についても支援対象とする）、②レスパイト・就労支援等の支援施策の充実、③医療的ケア児支援センターの強化など、この間に明らかになった新たな課題に対応するための法改正が必要とされた。

基本理念の充実

- 基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むこと〔3条1項〕
- 18歳に達した後等も、切れ目なく適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら、希望する地域において日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること〔3条3項〕

支援対象の拡大・支援施策の充実等

1 医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大

- 医療的ケア児等（右記②・③の者）
 - 重症心身障害者
- を支援対象に追加〔2条3項・4項〕

【医療的ケア児等】

- ① 医療的ケア児
- ② ①であった者であって、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの
- ③ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者

【重症心身障害者】重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（そのうち児童である者は重症心身障害児）

2 支援施策の充実

【保育・教育等】①喀痰吸引等を行うことができる介護従事者の配置〔9条2項・3項、10条2項〕、
②社会的養護体制の拡充〔9条の2〕、③生涯学習の推進〔10条3項〕

【生活・就労等】①日常生活支援（レスパイト・通学支援等）〔11条〕、②切れ目ない医療の提供〔11条の2〕、
③就労支援〔11条の3〕、④住居の確保〔11条の4〕、⑤ピアサポート〔12条2項〕

【人材確保等】①支援に係る研修の実施方法の見直し〔20条〕②医療的ケアの提供の在り方^{かくたん}の見直し〔20条の2〕

3 医療的ケア児等支援センターの強化等〔14条〕

- ① 都道府県知事に加え、指定都市、中核市その他の政令で定める市、特別区の長も設置可
- ② 進行性の疾病を有する者等についても相談支援の対象
- ③ 災害時への備え・対応

そのほか、「医療的ケア児等支援地域協議会」の新設（協議会の協議結果について尊重義務）〔18条の2〕

【その他】支援に関して講じた施策に係る公表等（国・地方公共団体）〔8条の2〕、地域格差の是正のための検証等〔22条〕

【施行】令和9年4月1日 【見直し】この法律の施行後3年